

令和2年度 事業計画

1-1

| | | |
|-----------|--|----------------------|
| 設立年月日 | 昭和39年10月1日 | (法人成立年月日) 昭和45年12月5日 |
| 事業名 | 家庭生活や犯罪被害者等にかかわる総合的カウンセリング事業 | |
| 事業の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭生活カウンセラー等の養成事業 2 健全な家庭づくりのための各種相談事業 3 豊かな人生を築くための各種研修事業 4 健全な家庭づくりを基調とする心の健康保持のための啓発事業 5 各種相談に関する受託事業 6 犯罪被害者等に対する援助事業 <ol style="list-style-type: none"> ア 被害者等の支援に関する広報及び啓発 イ 被害者等に対する電話相談及び面接相談 ウ 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行なう裁定申請補助 エ 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供による直接的支援 オ 被害者等自助グループへの支援 7 その他目的を達成するために必要な事業 | |
| 事業実施による効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者の人権を尊重しつつ日常生活上における諸問題について共に考え、より良い生き方への支援を目的とし、電話、FAX又は面談によるカウンセリングを行い家庭及び地域社会の福祉の増進に寄与する。 ・ 家庭生活カウンセラー等(含む、教育臨床カウンセラー)の研修や養成を積極的に進めるとともに、家庭及び地域社会におけるカウンセリングマインドの普及のため養成・研修講座及び研修会を開催する。 ・ 全ての人が、こころ豊かに生きがいある人生を送ることが出来るよう、各種研修会を生涯学習の一環と位置づけし、生活意欲の向上をはかる。 ・ 内閣府が推進する自殺対策事業(ナビダイヤル)による「こころの相談」の時間外受信をすることにより、全国各地の自殺企図者等、生きづらさを抱えている国民の支援をする。 ・ 自殺対策全国民間ネットワークに参画し、国民に対し自殺の予防を啓発するほか、自殺の減少を目的とした事業に積極的に参加する。 ・ 広報紙発行、市民対象精神衛生講座等の開催、地方講座の開催等に協力することにより、各地に事業の拡大をはかる。 ・ 各種相談に関する受託事業を積極的に受け入れ、認定カウンセラーに活動の場を提供する。 ・ 犯罪被害者等のこころのケアや、その人らしさを取り戻すことを願いながら、人生の同伴者としてのカウンセリングを行なう。 ・ 犯罪被害者、その家族及び遺族への直接的支援等の援助活動の実施により、被害者等の被害の回復と軽減に寄与する。 ・ 犯罪被害者等のおかれている状況、名誉又は平穏への配慮の重要性などについて、広報・啓発活動を実施し国民の理解を深めるために寄与する。 ・ 全国犯罪被害者支援ネットワークへの参画を通じ、犯罪被害者に対する相談支援事業の拡大や全国的な支援体制の確立を目指し、国内どこでも支援が受けられる体制作りを協力する。 | |

1-2

| | 事業名 | 内 容 | | | | | |
|-------------------------------|--|---|---|-------------------------------|--|-------------------|--|
| 1 | 家庭生活カウンセラー等の養成事業 | 3級カウンセリング研修講座 (一般公募の方 高卒程度の学力) | <table border="1"> <tr> <td>昼間部</td> <td>5月12日開講式～8月6日まで</td> </tr> <tr> <td>夜間部</td> <td>5月12日開校式～11月19日まで</td> </tr> </table> | 昼間部 | 5月12日開講式～8月6日まで | 夜間部 | 5月12日開校式～11月19日まで |
| 昼間部 | 5月12日開講式～8月6日まで | | | | | | |
| 夜間部 | 5月12日開校式～11月19日まで | | | | | | |
| | | 2級カウンセリング研修講座 (3級認定者) | <table border="1"> <tr> <td>昼間部</td> <td>9月～12月くらいまで(日程未定)</td> </tr> <tr> <td>夜間部</td> <td>※休講</td> </tr> </table> | 昼間部 | 9月～12月くらいまで(日程未定) | 夜間部 | ※休講 |
| 昼間部 | 9月～12月くらいまで(日程未定) | | | | | | |
| 夜間部 | ※休講 | | | | | | |
| | | 免許状更新講習連携教師用特別カウンセリング研修講座(免許状更新講習は文科省認可) | | | | | |
| | | 家庭生活カウンセラー1級 養成コース | | | | | |
| | | 教育臨床カウンセラー研修講座(教員免許所有者で原則として現職者) ※休講 | | | | | |
| | | 地方カウンセリング講座等の連携(函館・釧路) | | | | | |
| 2 | 健全な家庭づくりのための各種相談事業 | <p>家庭生活電話相談(日曜・祝祭日・年末年始を除く月から土) 10:00～12:00、13:00～16:00 センター電話相談: 261-0811、251-5394、232-1966、271-5069(継続) 4回線4台 センター面接相談</p> <p>札幌市市政外相談「家庭生活相談」(札幌市役所本庁舎)、年間100日 札幌市市政外相談「家庭生活相談」(市内10区役所)、年間977日(10区) 総務省行政評価局「行政相談」相談員派遣、年間12日</p> | | | | | |
| 3 | 豊かな人生を築くための各種研修事業 | <p>家庭生活カウンセラー1級認定者研修講座(家庭生活カウンセラー)</p> <p>教育臨床カウンセラー認定者研修講座 ※休講</p> <p>一般公開講演会の実施(札幌市、他を予定)</p> <p>実務者特別研修会の実施 善養寺圭子先生 特別講座「実践としての人間学」</p> | | | | | |
| 4 | 健全な家庭づくりを基調とする心の健康保持のための啓発事業 | <p>広報紙「カウンセリング」の発行(年2回:16,000部発行)</p> <p>ボランティア活動促進事業(こころの健康づくりのために)</p> <p>各種研究会・学会への参加・発表</p> | | | | | |
| 5 | 各種相談に関する受託事業 | <p>札幌市障がい者あんしん相談事業(札幌市社会福祉協議会)</p> <p>札幌市障がい者虐待防止センター相談事業(札幌市社会福祉協議会)</p> <p>地域自殺対策強化事業(電話相談強化事業) 受託事業(北海道保健福祉部)</p> <p>電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」時間延長業務受託事業(札幌市)</p> <p>学校法人吉田学園 学園内相談事業受託</p> <p>東海大学札幌キャンパス学園内相談事業受託</p> <p>配偶者等からの暴力被害者電話相談事業受託事業(北海道立女性相談援助センター)</p> <p>航空自衛隊部外カウンセリング受託業務(千歳基地・稚内・奥尻・長沼・当別の各分屯地)</p> | | | | | |
| 6 | 犯罪被害者等に対する援助事業 | <p>広報啓発業務 講演会の実施、被害者等のおかれている状況等への理解促進を図る キャンペーン事業の実施により、支援の必要性を普及する 北海道主催のよる「道民の集い」及び「被害者週間広報事業」等の共催及び参加 寄付金贈呈式などと同時に広報啓発事業等を開催 犯罪被害者支援リーフレット及びカードの配布(作成:北海道環境生活部) 札幌市営地下鉄主要駅にてカードを設置・配布 大学・専門学校等への「犯罪予防教室」の出前講座の実施 「被害者ノート」を、被害者に対して配布</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 1798 603 1944">相談業務 道警本部及び北海道道民生活課からの受託事業</td> <td data-bbox="603 1798 1412 1944">電話相談(011-232-8740) 2回線・面接相談、年間240日 苫小牧・函館の被害者相談室電話転送などの支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1944 603 2045">申請補助業務 直接的支援業務</td> <td data-bbox="603 1944 1412 2045">必要に応じて、家庭訪問カウンセリング、法廷、病院、検察庁、警察署等へ付き添い</td> </tr> </table> <p>支援員の養成・支援活動員の研修並びに研修会参加 全国被害者支援ネットワーク 北海道・東北ブロック研修会への参加(6月・11月)</p> | | 相談業務 道警本部及び北海道道民生活課からの受託事業 | 電話相談(011-232-8740) 2回線・面接相談、年間240日 苫小牧・函館の被害者相談室電話転送などの支援 | 申請補助業務 直接的支援業務 | 必要に応じて、家庭訪問カウンセリング、法廷、病院、検察庁、警察署等へ付き添い |
| 相談業務 道警本部及び北海道道民生活課からの受託事業 | 電話相談(011-232-8740) 2回線・面接相談、年間240日 苫小牧・函館の被害者相談室電話転送などの支援 | | | | | | |
| 申請補助業務 直接的支援業務 | 必要に応じて、家庭訪問カウンセリング、法廷、病院、検察庁、警察署等へ付き添い | | | | | | |

| | | | |
|---|----------------------------|---|---|
| | | 相談業務 | 性暴力専用ダイヤル電話相談（011-211-8286）1回線・面接相談 年間240日開設 |
| 7 | その他目的を達成 するために必要な 事業 | 犯罪被害者等の支援の充実を目指し、正会員の加入促進と賛助会員・寄附金等の募集 他団体及び企業体との公益事業の連携 「カウンセリングのための人間学」第三版の作成準備・発行；人間学的カウンセリング研究会 | |